

## 内閣府における取組み

- 災害救助法の概要 1 頁
- 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要 2 頁
- 災害援護資金の概要 3 頁
- 被災者生活再建支援制度の概要 4 頁

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。**

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。**
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の搜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

## 5. 救助の程度、方法及び期間

### (1) 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。**(※ 平成25年内閣府告示第228号)

### (2) 特別基準

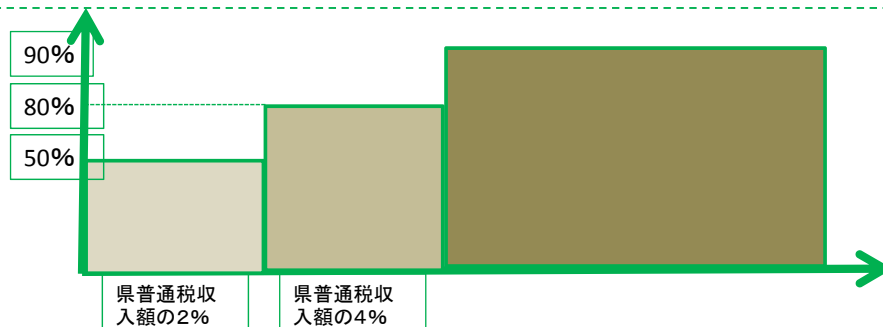
**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。**

## 6. 国庫負担

### 普通税収入見込額の割合

### 国庫負担割合

- |                                  |   |          |
|----------------------------------|---|----------|
| ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分           | → | 50 / 100 |
| ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分 | → | 80 / 100 |
| ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分            | → | 90 / 100 |



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合

国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

## 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

### 1 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
  - ・都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
  - ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
  - ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母  
イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹  
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額 ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円  
イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

### 2 災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額 ア. 生計維持者 250万円  
イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

# 災害援護資金の概要

○ 根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」 (昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)

- (1) 実施主体 市町村 (特別区を含む)
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害
- (3) 受給者 (2) により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350 万円

① 世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	} 250 万円	} 270 万円 (350)	} 350 万円
② 家財の 1/3 以上の損害	150 万円			
③ 住居の半壊	170 万円 (250)			
④ 住居の全壊	250 万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350 万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては 1,270 万円とする。	

(6) 連帯保証人

(7) 利率

(8) 据置期間

(9) 償還期間

(10) 償還免除

(11) 償還方法

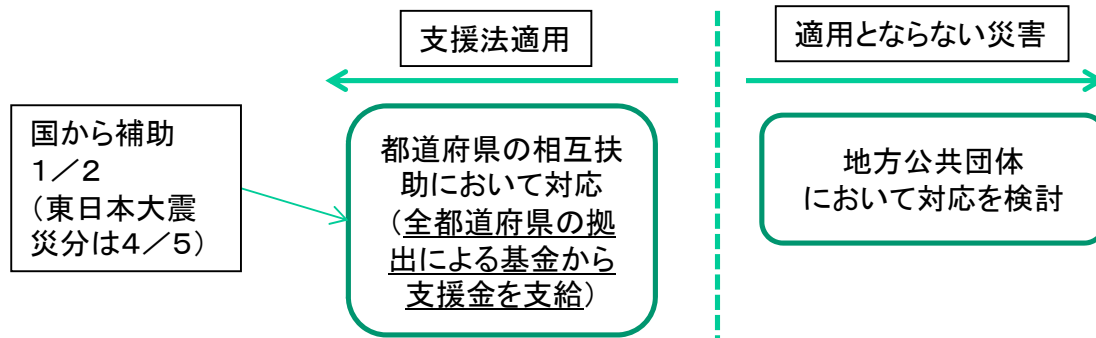
(12) 貸付原資負担

一般災害	東日本大震災の特例
必置	任意
年 3%	無利子
(据置期間中は無利子)	(保証人なしは 1.5%)
3 年 (特別の場合 5 年)	6 年 (特別の場合 8 年)
10 年 (据置期間を含む)	13 年 (据置期間を含む)
借受人の死亡又は、重度障害により償還できなくなったと認められる場合	左に加えて、支払期日到来から 10 年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みが無い場合
年賦又は半年賦	
国 2/3 都道府県・指定都市 1/3	

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (3. ①に該当)	解体 (3. ②に該当)	長期避難 (3. ③に該当)	大規模半壊 (3. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 5. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内